

改正派遣法に基づくマージン率等の公開

(対象期間：令和 2 年 9 月 1 日～令和 3 年 8 月 31 日)

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率と言う)を公開することが義務付けられました。(法第 23 条第 5 項)

- 派遣労働者数 48 人(期間中の労働者の総数)
- 派遣先の数 1 社(期間中に派遣した事業所の数)
- 労働者派遣に関する料金額の平均額 14,694 円(8 時間として換算した場合の平均額)
- 派遣労働者の賃金額の平均額 11,580 円(8 時間として換算した場合の平均額)
- マージン率 21.2%

マージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \times 100$$

(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)

注) 上記マージン率は、派遣料金と毎月の給与及び賞与のみにて計算しています。

以下の費用等は、計算に含まれていません。

※その他費用等

- ・ 社会保険料：健康保険、厚生年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険などの社会保険料雇用主負担分
- ・ 福利厚生費：健康診断費用、慶弔事項に関わる費用、年次有給休暇取得時に掛かる賃金(教育訓練時含む)、団体加入保険等費用、作業着や作業道具費用等
- ・ 教育研修費：資格取得費、各種講習受講費などの教育に要した費用等
- ・ 広告宣伝費：採用活動等の求人広告関連費用等
- ・ 会社運営費：事務所賃料、水道光熱費、通信費、業務委託費、旅費交通費、消耗品費をはじめとする諸費用等
- ・ 営業利益：派遣料金から派遣労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営費を差し引いた利益

- 労働者派遣法第 30 条の第 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等

☒ 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲(全ての派遣労働者)

当該労使協定の有効期間の終期

(2022 年 3 月 31 日)

☐ 締結していない

- 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項練内容

記号	訓練別	訓練	訓練方法	訓練費用負担 無償・有償	賃金支給 無償・有償
イ	入職時	入社研修・基本研修	OFF-JT	無償	有償
ロ	職能別	安全研修・業務研修	OFF-JT	無償	有償
ハ	職種転換	業務応用研修・ビジネス研修	OFF-JT	無償	有償
ニ	階層別	メンタル研修・問題解決力研修	OFF-JT	無償	有償

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口：梶 季之 電話番号：01564-5-4202

- その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生)：従業員を送迎バスあり